# 第25<sub>回</sub> 定時株主総会 招集ご通知

開催 日時 2022年3月26日(土曜日) 午後1時30分 (受付開始 午後1時00分)

開催 場所 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー サイボウズ株式会社 東京オフィス内 (受付7階、会場27階)

#### ハイブリッド出席型バーチャル株主総会の実施について

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染状況等を踏まえまして、本総会はインターネットを通じたご質問や議決権行使の機会を提供する「バーチャル出席」の方法を採用しております。

「バーチャル出席」の方法につきましては本招集ご通知に記載の「バーチャル出席のご案内」をご参照ください。



<u>目次</u>	
■ 第25回定時	株主総会招集ご通知 1
■株主総会参表	考書類8
第1号議案	定款一部変更の件
第2号議案	取締役9名選任の件
第3号議案	監査役1名選任の件
第4号議案	剰余金処分の件
■ 事業報告 …	17
■計算書類等	35
■ 監査報生書	30

# サイボウズ株式会社

株主各位

東京都中央区日本橋二丁目7番1号 サイボウズ株式会社 代表取締役社長 西端慶久 (青野慶久)

# 第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。 本総会におきましては、当日会場にご来場いただけない株主様も、インターネットによる「バーチャル出席」の方法により株主総会に出席し、議決権を行使することができます。

株主総会にご来場される株主様におかれましても、バーチャル出席の株主様と同様に、お手持ちのスマートフォン、タブレットにより、開催日当日の議決権行使を行っていただきます。

なお、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が継続している状況を踏まえまして、 株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、株主様には**可能な限り、インターネットによる** 「バーチャル出席」、若しくは書面による議決権の事前行使をお願い申し上げます。

「バーチャル出席」の詳細につきましては、後記「バーチャル出席のご案内」をご参照ください。

書面による議決権の事前行使にあたっては、後記株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、2022年3月25日(金曜日)午後4時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. **日** 時 2022年3月26日 (土曜日) 午後1時30分 ※受付開始時刻は午後1時00分を予定しております。

2. 場 所 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー サイボウズ株式会社 東京オフィス内 (受付7階、会場27階)

# 3. 株主総会の目的事項

報告事項 1. 第25期(2021年1月1日から2021年12月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第25期 (2021年1月1日から2021年12月31日まで) 計算書類報告の 件

## 決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 剰余金処分の件

以上

- 株主総会にご来場される株主様におかれましては、以下のご協力をお願い申し上げます。
  - ・マスク着用のうえ、ご来場ください。マスクを着用されていない場合、やむを得ない理由があると判断で きる場合を除き、入場をお断りさせていただきます。
  - ・会場受付にて検温を実施させていただき、37.5度以上の発熱がある場合は、入場をお断りさせていただきます。
  - ・お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。 また、会場にて議決権行使を行っていただくため、お手持ちのスマートフォン、タブレットをご持参くだ さい。
  - ・その他、当社の判断に基づき、会場において株主様の安全確保及び感染拡大防止のために必要な措置を講 じる場合があります。
  - ・今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (https://cybozu.co.jp/company/ir/stock-holders/) によりお知らせいたします。
- 代理人による議決権行使は、他の議決権を有する株主様であって当日会場で出席される方1名に委任する場合に限られます。ただし、「バーチャル出席」の方法によるご出席は、後記「バーチャル出席のご案内」のとおり株主様本人に限定しておりますので(代理出席不可)、あらかじめご了承ください。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://cybozu.co.jp/company/ir/stock-holders/)に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

なお、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査役が監査をした対象の 一部であります。

- ・事業報告の「主要な借入先の状況」「その他企業集団の現況に関する重要な事項」「会計監査人の状況」 及び「業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」
- ・計算書類及び連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(https://cybozu.co.jp/company/ir/stock-holders/)に掲載することによりお知らせいたします。
- 株主総会でのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

# バーチャル出席のご案内

#### 1. バーチャル出席とは

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が継続している状況を踏まえまして、株主様の安全確保及び感染拡大防止のため、並びに株主様一人ひとりが自己に適した手段・タイミングでご質問や議決権行使ができるよう、インターネットを通じたご質問や議決権行使の機会を提供する「バーチャル出席」の方法を採用することといたしました。

以下にご案内する方法によりバーチャル出席される株主様(以下「バーチャル出席株主様」といいます。)は、開催日当日に実際に株主総会の会場にお越しいただいてご出席いただく場合(以下「会場出席」といい、会場出席される株主様を「会場出席株主様」といいます。)と同様、株主総会に「出席」したものと取り扱われます。

もっとも、システム等の都合上、会場出席株主様と完全に同じ取扱いをさせていただくことが難しい点、ご了承ください。また、通信環境の影響等により、ライブ配信の画像や音声の乱れあるいは一時断絶、ご質問や議決権行使の機会を提供することをやむを得ず取りやめるなどの事態が発生する可能性がございます。このような事態を懸念される株主様は、会場出席をご検討いただきますようお願いいたします。当社としましては、このような事態によってバーチャル出席株主様が被った不利益に関しまして、一切責任を負いかねますことをご了承ください。

なお、バーチャル出席によるご出席は、株主様本人に限定しております。代理人による出席を希望される株主様は、法令及び定款の定めに従い、当日会場出席される株主様1名に委任いただきますようお願いいたします。

## 2. バーチャル出席に必要となる環境

最新バージョンのブラウザ、OSを使用し、インターネット接続が良好であることを ご確認ください。具体的には以下の環境を推奨いたします。

パソコンでのご利用の場合	最新バージョンのGoogle Chrome、Firefox、Microsoft Edge、Safari		
	iOS	最新バージョンのSafari	
スマートフォンでのご利用 の場合	Android	最新バージョンのGoogle Chrome	
その他	5 Mbps以上のインターネット接続		

※ 上記推奨環境下におかれましても、OSとブラウザの組み合わせ又はブラウザの 設定状況によってはWebサイトの表示に不具合が発生する場合がございます。 あらかじめご了承ください。

#### 3. バーチャル出席の方法

(1) ライブ配信ご視聴の方法

ライブ配信は、https://cybozu.co.jp/s1 にアクセスして、ご視聴ください。



- ※ ライブ配信のページは開催日当日までに公開する予定です。
- ※ アクセスにあたって、ID及びパスワードは必要ございません。
- ※ ライブ配信の予備システムとして、https://cybozu.co.jp/s2 もご用意しています。https://cybozu.co.jp/s1 でのご視聴に支障がある場合にご利用ください。
- ※ ライブ配信に関しましては、株主様のほかどなたでもご視聴いただけるものでございます。

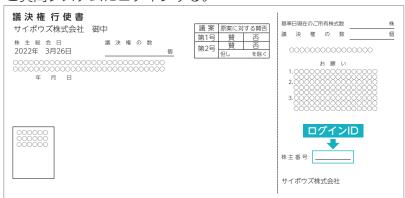
## (2) ご質問の方法及びその取扱い

バーチャル出席株主様のうち、ご質問を希望される方は、株主総会の当日に議長が 指定する時間内に、次の手順でご質問を行っていただきますようお願いいたします。

① https://cybozu.co.jp/q にアクセスする。



② 議決権行使書用紙の右下(社名の上)に記載の株主番号(8桁)をID、2021年 12月末時点にご登録されていた郵便番号(ハイフンなし)をパスワードに用い て、ご質問システムにログインする。



③ 当社所定の事項をご記入のうえ、ご質問する。

- ※ ご質問システムは、開催日当日午後1時30分に公開する予定です。
- ※ バーチャル出席株主様からのご質問は、1問につき250文字までとさせていただきます。
- ※ 質疑応答の時間には限りがあるため、ご質問が多数の場合は、全てのご 質問に回答できない可能性がございますので、あらかじめご了承ください。
- ※ 当日取りあげられなかったご質問も含め、頂いたご質問とそれに対する回答は、 適宜取りまとめの上、後日当社ウェブサイト (https://cybozu.co.jp/company/ir/stock-holders/) にて公開することを予定しております。
- ※ 同一又は類似のご質問を多数回連続して送信したり、特定の個人に対する攻撃等の不適切な内容を含むご質問を送信したりすることなどにより、議事の進行に支障があると当社が判断した場合には、当社から当該バーチャル出席株主様からのご質問を強制的に削除させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

## (3) 議決権行使の方法及びその取扱い

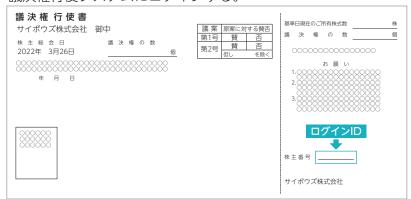
バーチャル出席株主様は、開催日当日、議事の内容をご覧いただいたうえで、議 決権を行使していただくことが可能です。会場出席株主様におかれましても、当日、 下記の手順で議決権を行使していただきます。

議決権を行使していただく手順は、以下のとおりです。

① https://cybozu.co.jp/v にアクセスする。



② 議決権行使書用紙の右下(社名の上)に記載の株主番号(8桁)をID、2021年 12月末時点にご登録されていた郵便番号(ハイフンなし)をパスワードに用い て、議決権行使システムにログインする。



③ 当社所定の事項をご記入のうえ、議決権行使する。

- ※ 議決権行使システムは、開催日当日午後1時30分に公開する予定です。
- ※ 本手順による議決権行使は、**株主様1名につき1回限り**とさせていただきます。 上記手順に従って議決権行使の操作を複数回行ったとしても、最初の操作によって行使されたものを有効なものとして取り扱いますので、あらかじめご了承ください。

#### 4. 事前の議決権行使の取扱い

事前に書面により議決権を行使された株主様がバーチャル出席又は会場出席により当日ご出席された場合には、前記3. (3) による当日の議決権行使が確認された時点で、事前の書面による議決権行使は無効といたします。事前の書面による議決権行使の上、当日バーチャル出席又は会場出席されたものの、当日の議決権行使が確認されなかった場合には、事前の書面による議決権行使を有効なものとして取り扱いますので、あらかじめご了承ください。

# 5. 動議その他手続的事項の取扱い

動議につきましては、株主総会の手続に関するもの及び議案に関するものを含めて全て、バーチャル出席株主様からの提出は受け付けないこととさせていただきます。 動議を提出する可能性がある株主様におかれましては、会場出席をご検討いただきますようお願い申し上げます。

また、当日、会場出席株主様から動議が提出された場合など、本招集ご通知に記載のない件について採決が必要になった場合には、バーチャル出席株主様は、事前に書面により議決権を行使して当日出席しない株主様の取扱いに準じて、棄権又は欠席として取り扱うことになりますのであらかじめご了承ください。動議の採決への参加を希望される株主様におかれましては、会場出席をご検討いただきますようお願い申し上げます。

動議以外の手続的事項につきましても、会場出席株主様(委任状によるご出席を含みます。)にお諮りすることで進めさせていただきます。あらかじめご了承ください。

# 6. その他留意事項

上記に関する追加情報、システム障害等が発生した場合の対応その他のお知らせにつきましては、随時当社ウェブサイト(https://cybozu.co.jp/company/ir/stock-holders/)又は当社公式SNS(https://twitter.com/cybozu 等)に掲載いたしますので、こちらの内容もあわせてご覧ください。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

# (1) 株主総会の開催形式(場所の定めのない株主総会)の追加

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)により、上場会社が株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件に、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が認められております。当社といたしましても、遠隔地の株主様と近隣の株主様が同等の条件で株主総会に出席できる、物理的な会場の確保が不要であることから株主総会の効率化・円滑化・日程の多様化につながる、また、新型コロナウイルス感染症等の感染症への対策にも資するなどのメリットがあるバーチャルオンリー株主総会を開催することができるよう、定款第12条第2項を追加するものであります。なお、当社は、既に、上記経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

# (2) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定できるようにするための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

# 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更又は削除部分を示しております。)

現行定款	変 更 案
第1条~第11条 (条文省略)	第1条~第11条 (現行どおり)
【招集 <u>時期</u> 】 第12条 (条文省略) (新設)	【招集】 第12条 (現行どおり) ② 当会社の株主総会は、場所の定めのない株 主総会とすることができる。
第13条、第14条 (条文省略)	第13条、第14条 (現行どおり)
【株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし 提供】 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)
(新設)	【電子提供措置等】 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
第16条~第42条 (条文省略)	第16条~第42条 (現行どおり)

現行定款	変 更 案
(新設)	【附則】 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下、「施行日」という)から効力を生ずるものとする。 ② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。 ③ 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

#### 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員(17名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

#### 1. 背景

当社は役職員の「誰もが取締役の役割を担う」と考えております。徹底的に情報をオープンにしたうえで、一人ひとりが自立心を持って質問責任を果たし、意思決定者がオープンな場で説明責任を果たす。それにより、株主に選任された取締役のみによるガバナンスを超える組織が実現できると考えております。そこで、当社では、会社法に沿って組織運営をしつつも、「取締役は、理想の番人として選任される」という新しいマネジメントに挑戦することにいたしました。この考え方に従い、昨年度は社内公募を行い、立候補のあった17名全員を取締役候補とし、選任いただいております。

本年度は昨年度の取締役会運営の状況を踏まえ、より効率的な運営を行うべく取締役候補者の人数を減少させ9名としております。この9名のうち現任の代表取締役1名、株主総会及び取締役会運営の責任者2名並びに社外取締役候補者2名を除く4名については、より多くの者に「理想の番人」としての役割を経験させる目的で、社内公募に立候補した者の中から新任の4名を選んでおります。

# 2. 取締役候補者

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	西 端 慶 次 (青 野 慶 次) (1971年6月26日生)	1994年 4 月 松下電工株式会社入社 1997年 8 月 当社設立 取締役副社長 2005年 4 月 当社代表取締役社長(現任) 2015年 4 月 サイボウズ・ラボ株式会社 代表取締役社長	840,800株

候補者番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
2	【社外取締役候補者】 北原 康 當 (1955年6月10日生)	1977年4月 日本電気ソフトウェア株式会社入社 1983年8月 日本ディジタルイクイップメント株式会社入社 1993年1月 日本インテグラート株式会社 代表取締役社長 2006年5月 インテグラート株式会社 代表取締役会長 2009年1月 当社入社 2010年1月 株式会社ナーチュア (代表取締役大学院マネジメント研究科(MBA) 教授・研究科(MBA)教授・研究科(MBA)教授・研究科(MBA)教授・研究科(MBA)教授・研究科(MBA)教授・研究科(MBA)教授・研究科(MBA)教授・研究科医 2018年3月 学校法人栗本学園理事(現任) < 重要な兼職の状況>株式会社ナーチュア代表取締役社長 名古屋商科大学大学院マネジメント研究科(MBA)教授・研究科長 < 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要> 社外取締役候でつきましては、当社の経営的なものとがまましては、当まずの主要ができる方を候補者としては、当時のできましては、当時のできまができる方を候補者としたがあるできる方を候補者としては、当時の経営といる方ができる方を候補者としては、まが対け、まずの主要が表別である。 北原康として多数の企デクラトを対け、大学によります。 北原康とは名古屋商科大学に対け、第200年の代表によります。 北原康とは名古屋商科大学に対抗会、カール教授、表別の観点を追いてきたを進めの企業の一ル教授、表別の観点を表別が表別を表別が表別を表別が表別を表別が表別を表別が表別を表別が表別を表別が表別を表別が表別を表別が表別を表別が表別を表別が表別を表別が表別を表別が表別を表別が表別を表別が表別を表別が表別を表別が表別を表別が表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	_
3	田	1999年4月 大阪ガス株式会社入社   2001年2月 当社入社   2009年7月 内部統制本部知財法務部長   2014年1月 事業支援本部長   2019年1月 人事本部長(現任)・法務統制本部長(現任)   2021年3月 当社取締役(現任)	47,300株
4	<sup>ぱやし だ 証</sup> 林 忠 正 (1975年5月10日生)	2003年4月 株式会社UFJ銀行入社   2004年9月 株式会社リクルート入社   2011年10月 国立大学法人大阪大学任官   2013年10月 当社入社   2016年1月 当社経営企画室長   2018年7月 当社経営戦略本部長   2020年7月 当社経営支援本部長(現任)   2021年3月 当社取締役(現任)	26,600株

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
5	糖 積 真 人 (1990年5月10日生)	2013年4月   株式会社京王エージェンシー入社   2016年11月   株式会社東急エージェンシー入社   2021年9月   当社入社 (現ビジネスマーケティング本部 所属)	73株
6	マイケル オコナー Michael O'Connor (1970年4月21日生)	2002年8月 Softrax, Sales Account Manager 2006年9月 PaperThin, Sales Account Manager 2013年4月 QuickBase Corporation, Strategic Account Executive 2018年1月 Kintone Corporation入社(現営業本部 所属)	_
7	*** かり たがし 松 川 隆 (1972年9月6日生)	1996年 4 月 株式会社日本興業銀行入社 2005年 4 月 株式会社東成社入社 2009年10月 ドリームパートナーズ株式会社入社 2012年 4 月 当社入社(現チームワーク総研所属)	22,161株
8	苦	1992年 4 月 富士ゼロックス株式会社入社 2007年10月 富士ゼロックス愛知株式会社入社 2019年 1 月 当社入社(現営業本部所属)	368株
9	【社外取締役候補者】 渡邊裕子 (1970年5月2日生)	1996年8月 JAPAN SOCIETY, Senior Program Officer 2006年6月 Eurasia Group, Director, Corporate Advisory Services (Japan) 2018年12月 HSW Japan, Partner and Co-founder (現任) 2019年8月 888 NY Consulting, LLC, Founder and Owner (現任) <重要な兼職の状況> HSW Japan, Partner and Co-founder 888 NY Consulting, LLC, Founder and Owner  <社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要> 社外取締役につきましては、当社の経営やチャレンジングなガパナンスの在り方について、第三者的な立場から忌憚なく意見・助言等いただけることが期待できる方を候補者としております。  渡邊裕子氏は地政学リスク分析の米コンサルティング会社 Eurasia Groupの日本営業チーム、初代ディレクターとして、極めて豊富な日本企業へのアドバイス経験を有しております。また現在日経WOMANや、ビジネスインサイティの執筆も手掛けており、その見識は国内外のビジネス界から高く評価されていることから上記役割に応えていただけるものと期待しております。	

- (注) 1. 取締役候補者の「所有する当社株式の数」は、2021年12月31日現在の所有株式数を記載しています。なお、穂積真人氏、松川隆氏及び吉原克志氏の所有する当社株式は、当社従業員持株会を通じての保有分であります。本議案をご承認いただき、各氏が取締役に就任した場合には、当社従業員持株会の規約に基づき、当社従業員持株会を退会することにより、持分引出等の処理が行われます。
  - 2. 西端慶久(青野慶久)氏は、Cbzサポーターズ株式会社の代表取締役であります。同社と当社の間には、事務委託の取引関係があります。同社は、同氏がその株式を保有する資産管理会社であり、当社株式8,082,600株(持株比率17.61%)を保有しております。なお、同社は今後も安定株主として当社株式を長期保有する予定である旨報告を受けております。
  - 3. 北原康富氏は、2009年1月から当社と雇用契約関係にありましたが、2012年1月末日をもって当該関係は終了しております。また、同氏は、株式会社ナーチュアの代表取締役社長であります。同社と当社の間には、業務委託の取引関係があります。
  - 4. 当社は従業員の複業を認めておりますが、松川隆氏は、複業として当社製品の顧客企業から業務委託を受け、当該企業の業務に従事しております。同氏が当該パートナー企業の業務に従事している時間は、当社における勤務時間の20%を超えません。

その他の候補者(田尻弓佳(中根弓佳)氏、林忠正氏、穂積真人氏、Michael O'Connor氏、吉原克 志氏及び渡邊裕子氏)と当社との間には特別な利害関係はありません。

5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。本議案が承認可決され、取締役候補者が取締役に就任した場合、取締役候補者全員が当該保険契約の被保険者となる予定です。役員等賠償責任保険契約の内容の概要は以下のとおりです。なお、役員等賠償責任保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定です。

<役員等賠償責任保険契約の内容の概要>

- (1) 被保険者の実質的な保険料負担割合 保険料は株主代表訴訟担保特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負 担はない。
- (2) 填補の対象となる保険事故の概要 上記特約部分も合わせて、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は 当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補する。 ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事中がある。

## 第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 中川雅文氏が辞任されますので、新たに監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	プルガー 当社株式の数
1985年3月 等松・青木監査法人(現有限責任 1988年10月 公認会計士登録 1998年1月 デロイトトーマツコンサルラ 1999年6月 同社製造グループ・九州事業 2000年7月 植松公認会計士事務所所長 2011年6月 有限会社エス・ユー・コンサルタ 2012年6月 株式会社別K社外監査役 2013年2月 国際マネジメントシステム認証機構 2015年1月 株式会社鎌倉新書社外監査後 2016年4月 同社 社外取締役・監査等委 2016年6月 アステラス製薬株式会社社外 2018年6月 同社 社外取締役・監査等委 2018年6月 同社 社外取締役・監査等委 2019年3月 LINE株式会社社外監査役 (重要な兼職の状況> 植松公認会計士事務所所長 有限会社エス・ユー・コンサルタント代表取国際マネジメントシステム認証機構株式会社 鎌倉新書社外取締役・監査等委員 LINE株式会社社外監査役 <社外監査役候補者とした理由> 植松則行氏は、公認会計士としての専門的役員及びコンサルティング企業の構営・業務ト・ガバナンス、内部統制等に関する豊富・統全経験等を活かしながら、中長期的な好、体主総会参考書類「第2号議案 取締役9名高いガパナンスを実現する助言を行うことで関係しての向上に貢献いただけることを期待して	ディング株式会社入社 業部担当パートナー (現任) 7ント代表取締役(現任) 株式会社社外監査役(現任) 投資(現任) 一外監査役 計算を存在といる。 「現任) 双締役 計社外監査役 対な知識・経験等に加えて、、他社の社外のので、 がな知識・経験等に加えて、のはつポレーポープのようなもので、 のは、で、で、で、で、のはの社ので、のは、で、のは、で、のは、で、のは、で、のは

- (注) 1. 植松則行氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を締結しており、その契約内容の概要は、前頁注5.のとおりです。本議案が承認可決され、植松則行氏が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となる予定です。

## 第4号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は永続的な成長を目的としております。そのため主力であるクラウド事業の拡充に向けた機動的投資の重要性を高く認識するとともに、業績動向等を勘案した上で、株主の皆様の長期保有につながるような利益環元策の実施を基本方針としております。

この基本方針のもと、当期の配当につきましては、前期の11円から1円増配し、1株につき12円としたいと存じます。今後におきましても、クラウド関連事業のさらなる成長を目指して積極投資する資金を確保しつつ、継続的に剰余金配当を実施してまいります。

## (1) 配当財産の種類

余銭

- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式 1 株につき金 12.00円 総額 550.539.624円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日 2022年3月28日

以上

# (提供書面)

# 事業報告

(2021年1月1日から) 2021年12月31日まで)

# 1. 企業集団の現況に関する事項

# 1. 事業の経過及び成果

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	対前年同期比 (増減額)	対前年同期比 (増減率)
連結売上高	15,674百万円	18,489百万円	2,815百万円	18.0%
営業利益	2,270百万円	1,441百万円	△829百万円	△36.5%
経常利益	2,272百万円	1,468百万円	△803百万円	△35.4%
親会社株主に帰属 する当期純利益	1,435百万円	551百万円	△884百万円	△61.6%

2011年11月に提供を開始したクラウドサービス「cybozu.com」は、ご利用いただいている契約社数が48,000社、契約ユーザーライセンス数が210万人を突破し堅調に推移しております。当社グループでは、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大に伴い、社内外への感染防止と全従業員の安全確保を最優先とすべく、引き続き在宅勤務を中心に業務を行っております。従来からテレワークをはじめ柔軟な働き方に対応した業務環境の整備等を推進していたということもあり、営業活動及び採用活動や、自社製品の開発計画やクラウドサービス基盤の運用・保守体制等についても大きな変更はなく、現時点において新型コロナウイルス感染症(COVID-19)による事業活動、業績及び会計上の見積り等への重大な影響はないと考えております。

このような状況下において、当連結会計年度の連結業績につきましては、クラウドサービス「cybozu.com」上で提供するサービスの売上が引き続き積み上がり、連結売上高は18,489百万円(前期比18.0%増)となりました。このうち、クラウド関連事業の売上高は15,058百万円(前期比26.1%増)となっております。利益項目につきましては、前連結会計年度に比べ従業員数増加等による人件費の増加や、主に主力製品である「kintone」の認知度向上のため、TVコマーシャル等の積極的な広告宣伝投資を継続しており、広告宣伝費の増加等があったことから、営業利益は1,441百万円(前期比36.5%減)、経常利益は1,468百万円(前期比35.4%減)となりました。また、法人税等計上後の親会社株主に帰属する当期純利益は551百万円(前期比61.6%減)となりました。

#### (1) 主な製品・サービスの経過及び成果

前期から引き続きクラウドサービスの成長や認知拡大のための投資やエコシステムの拡大・強化に努めてまいりました。特にエコシステムについては、2021年12月末時点でパートナー企業の数は約350社、パートナー企業が提供する連携サービスは約300サービス以上と、エコシステムによるビジネスが堅調に拡大しており、クラウド関連事業の売上高の60%がパートナー経由の売上となり、パートナー販売割合が年々増加しております。さらに、2021年1月には、オフィシャルパートナープログラムを「Cybozu Partner Network」としてリニューアルしました。当社では2002年より「サイボウズオフィシャルパートナープログラム」を設定し、当社製品・サービスの拡販や構築に携わる企業向けの支援を行ってまいりました。この度のプログラムのリニューアルでは、クラウド時代にふさわしいパートナー企業への情報発信や支援内容を強化することで、顧客に対する当社製品の提案・構築をより一層促進することを目的としています。

# ○業務アプリ構築クラウドサービス「kintone」

主力製品である「kintone」は、前期に引き続き認知度向上のためTVコマーシャル等積極的に広告展開を行い、業務改善に役立つクラウドサービスとして認知度を向上してまいりました。2021年末時点の国内契約社数が23,000社となり順調に推移しております。売上高については連結ベースで前期比39.7%増となりました。エンタープライズ領域のDX(デジタルトランスフォーメーション)の手段としてローコードツールの採用が進む中、「kintone」はプログラミングの専門知識がなくても容易にシステムを構築できるという特性から「現場の人が主体の業務改善」を支援するツールとして利用が拡大しています。

このように「kintone」の利用が拡大する中、当期は前期に引き続き自治体への導入が拡大し、2021年12月末時点での自治体導入数は140となりました。東京都では医療従事者等向けの新型コロナワクチン接種の管理業務をはじめ、全庁的に活用していただいており、2021年8月に公表された「シン・トセイ加速化方針」の中でも「kintone」を活用し全庁的な情報共有や業務効率化を実現していく方針が打ち出されております。さらに、神奈川県、広島市などに新型コロナウイルス感染症対応業務で「kintone」を採用していただき、北九州市とは「kintone」を活用した全庁的なDX推進を実現するための連携協定を締結するなど幅広い活用が進んでおります。また、「kintone」を活用した様々な成功事例やノウハウを自治体間でシェアしていただけるように、自治体間をつなげるコミュニティ「GovTech kintone Community」の運営を開始し、200自治体・500名を超える自治体職員に参加していただいております。

さらに、新たな販売パートナーチャネルの拡大として、地方銀行との連携を強化しています。具体的には、銀行内にICTコンサルティング専門部門を設置していただき、当社は当該ICTコンサルティング部門へ向けて「kintone」研修等を実施し、顧客へのコンサルティング提案をサポートしています。現在全国10行の地方銀行と協業しており、実働約4年間で地方銀行によるコンサルティングにより約300社に「kintone」を中心としたサイボウズ製品を導入いただいております。引き続き、IT活用提案を通じて、地方中小企業の生産性向上や働きやすさの実現に向けて活動してまいります。

#### ○その他の製品・サービス

各製品ともにクラウドサービスの販売が順調に増加しました。中小企業向けグループウェア「サイボウズ Office」では2021年12月末時点の国内累計導入社数が72,000社となり、売上高の79.3%がクラウドサービスとなりました。中堅・大規模組織向けグループウェア「Garoon」では2021年12月末時点の国内累計導入社数が6,400社、売上高の57.8%がクラウドサービスとなり中堅・大規模な組織でもクラウドサービスの需要が増加していることが伺えます。また、メール共有サービス「Mailwise」では2021年12月末時点の国内累計導入社数が11,800社となり、売上高の88.9%がクラウドサービスとなりました。

#### ○信頼性強化への取り組み

多くのユーザーの皆様により長く安心してご利用いただくため、当社製品・サービス及び当社グループ自体への信頼を高める取り組みに注力しております。特にクラウドサービス「cybozu.com」の信頼性強化に重点を置いて取り組みを進め、セキュリティ向上に向けた継続的な投資を行っております。

2021年9月には当社が提供しているクラウドサービスが「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(以下:ISMAP、読み:イスマップ)」において、政府が求めるセキュリティ要求を満たしているサービスであると認定され、「ISMAPクラウドサービスリスト」に登録されました。ISMAPは政府が情報システムを調達するための評価基準ですが、その認定を受けることは一定のセキュリティレベルが満たされている証左となるため、今後は様々な公共機関や民間企業においても、セキュリティレベルの高い安心できるクラウドサービスを選択するための有益な指針となることが期待されます。また当社クラウドサービスがISMAPの認定を受けることで対外的な信頼が高まり、当社のパートナー企業の活動がより円滑に進められるのではないかと期待しております。

今後も政府の情報システム要件への対応をはじめ、セキュリティ脅威への対応に継続して 取り組み、信頼できる安心で安全なクラウドサービスを提供することで、チームワークあふ れる社会づくりに貢献してまいります。

#### ○市場からの評価

当社が、『日経コンピュータ』誌(発行:株式会社日経BP)が2021年9月2日号で発表した「顧客満足度2021-2022 クラウド基盤サービス(laaS/PaaS)部門」において第1位を獲得し、当部門において3年連続第1位獲得となりました。さらに当社が同誌が2022年2月17日号にて発表した「パートナー満足度調査 2022 クラウド情報系サービス部門」においても、2年連続第1位を獲得しております。

また、当社が、『日経BP ガバメントテクノロジー』誌(発行:株式会社日経BP)が2021 年秋号で発表した「自治体ITシステム満足度調査 2021-2022 グループウエア/ビジネスチャット部門」において、第1位を獲得しました。

## (2) グローバル展開における体制強化

当社サービスのグローバル市場での2021年12月末時点における導入社数は、米国市場では680サブドメイン(前期比30.8%増)、中華圏市場では1,190社(前期比7.2%増)、その他アジア市場では940社(前期比25.3%増)となり堅調に推移しております。当期は米国市場での認知度向上のため、米国市場向けの広告宣伝も積極的に実施しました。aPaaS市場が盛況で競合企業が多い米国市場において、Kintone Corporation(米国子会社)では、顧客の課題や現状業務に寄り添った提案や、中長期的に「kintone」による業務改善のフォローアップを実施するなど伴走型サービスにより顧客満足度を高めております。引き続き、認知度向上や販売体制強化への投資を継続し米国市場での挑戦を続けてまいります。

また、東南アジア市場での売上が堅調に推移していることから、更なる販売強化のため、2022年2月には東南アジア初の営業拠点をマレーシアの首都クアラルンプールに開設いたします。2020年10月に開設したタイの駐在員事務所と連携を図り、東南アジア全域のユーザー数拡大に努めてまいります。引き続き、グローバル展開を加速してまいります。

## (3) チームワークあふれる社会を創るための取り組み

社会の様々なチームのチームワーク向上のため、製品・サービスの普及だけでなく、チームワークに関する当社グループのノウハウを活かした取り組みとして2017年に設立した「チームワーク総研」では、2021年に講演149件、研修・コンサルティング87件を実施しました。テレワーク需要が高まる中で「テレワーク下におけるチームワークノウハウ」をテーマにした講演・研修の依頼が引き続き多くありました。また、「kintone」で被災地を支援する「サイボウズ災害支援プログラム」の活動が広がりを見せています。特に災害発生時に各種復旧活動に関する人的・物的支援が迅速に行えるように、平時から自治体、社会福祉協議会、その他パートナーとの間で防災協定を結び、災害時の準備や連絡体制の整備を行う動きが調布市や長野県、静岡県、広島県、横浜市、茨城県など全国に広がっております。そうした中、当社では「kintone」の現場レベルで業務改善ができる特性を活かし、それぞれの現場において柔軟にシステム構築し、災害時におけるITを活用した包括的な支援活動を行っております。今後もサイボウズ流のチームワークやメソッドを活かし、社会のチームワーク向上や災害支援や防災のために活動してまいります。

## 2. 設備投資の状況

当連結会計年度における当社及び当社連結子会社における設備投資額は、1,436百万円になりました。その主なものは「cybozu.com」サービス用サーバー増設等によるものであり、その投資額は1,356百万円となっております。

#### 3. 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### 4. 対処すべき課題

クラウドサービス「cybozu.com」の売上が堅調に増加している中、将来の収益力を一層 高めるため、引き続き、クラウドサービス成長のための投資やグローバル体制の強化に努め てまいります。

## ○新規顧客の獲得及びパートナー制度の拡充

クラウドサービス「cybozu.com」の安定運用を継続して信頼度をさらに高めるとともに、 当期に引き続き、未導入層向けプロモーション、特に主力製品である「kintone」の認知度 向上のためTVコマーシャル等の認知施策を積極的に実施し、新規顧客の開拓を進めてまい ります。また、企業や自治体での導入など、業種や職種を問わず幅広い分野で利用していた だけるよう、製品のアップデートや営業・マーケティング活動強化に取り組んでまいりま す。

さらには、2021年1月よりリニューアルしたオフィシャルパートナープログラム「Cybozu Partner Network、通称CyPN(サイパン)」により、クラウド時代に合ったパートナー企業への情報発信や支援内容を強化しお客様へのサイボウズ製品の提案・構築をさらに拡充させていくとともに、地方銀行との連携など新たなパートナーチャネルの拡大にも引き続き取り組んでまいります。

#### ○グローバル展開

重点的に注力してきた米国市場に加えて、中華圏、東南アジア、オーストラリア、台湾など世界各地にエコシステムを広げるため、グローバルに横展開できるモデルを作りながら、現地パートナー企業の開拓や拠点開拓を進めてまいります。また、当期に引き続き米国市場を中心に各地での認知度向上のためのプロモーションを強化してまいります。

## ○組織・体制の強化

我々自身も、チームワークあふれ、より長期的に生産性が向上するチームとなることを目指しております。そのために、引き続き積極的な人材採用と育成、多様性を尊重する風土や制度を発展させてまいります。さらに、グローバル規模で事業拡大していくにあたり、国外拠点における事業ノウハウを効率よく吸収し、社内の連携を一層推進してまいります。

また、引き続き新しい組織運営の実現に向けて取り組んでまいります。当社では、役職員 の「誰もが取締役的役割を担う」と考えております。徹底的に情報をオープンにし、一人ひ とりが自立心を持って質問責任を果たし、意思決定者がオープンな場で説明責任を果たす。 それにより、株主に選任された取締役のみによるガバナンスを超える組織が実現できると考 えております。そこで、当社では、会社法に沿った組織運営をしつつも、「取締役は、理想 の番人として選任される」という新しいマネジメントの実現に挑戦しております。さらに、 当社では、経営に関する意思決定や議論の場として、取締役と各本部の責任者が部門の垣根 を越えて共有、議論するための経営会議を開催しております。これら重要な意思決定におい ては多角的かつ多面的な視点での議論が重要となりますが、当社では「公明正大」や「議 論|を尊重する考えに基づき、監査役を含む全役職員が経営会議にいつでも参加、議論する ことができることとしております。また、その議事録も共有されているため、議論内容につ いて適宜質問や意見を発信することもできます(インサイダー情報やプライバシー情報を除 きます。)。もちろん経営に関する意思決定のみならず、日々の業務においても情報の公開と 共有がなされているとともに、「質問責任」や「説明責任」、「議論」を歓迎する等の、企業 風土醸成も同時に行い、きわめて透明性の高い意思決定プロセスとなるよう改善を続けてお ります。

# ○クラウドサービス事業者として信頼される内部統制体制の整備

クラウドサービス事業を推進するにあたり、情報セキュリティを含む内部統制体制への信頼性確保の重要性が高まっております。

そのような中で、当社グループは、海外拠点を含め、「公明正大」の考え方のもと、統制の仕組み化(ルール化、見える化、効率化)をより一層強化し、引き続き株主、ユーザー、パートナー企業、その他ステークホルダーの皆様からの信頼を確保すべく、内部統制体制の整備に注力してまいります。

# 5. 事業の譲渡、合併、その他企業再編行為等

該当事項はありません。

# 6. 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況の推移

	区		分	第22期 (2018年12月期)	第23期 (2019年12月期)	第24期 (2020年12月期)	第25期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
売	上	高	(百万円)	11,303	13,417	15,674	18,489
営	業利	益	(百万円)	1,103	1,732	2,270	1,441
経	常利	益	(百万円)	1,194	1,804	2,272	1,468
親帰当	会 社 株 主 属 す 期 純 利	にる益	(百万円)	653	1,012	1,435	551
1 当	株 当 た 期 純 利	り 益	(円)	14.25	22.07	31.30	12.03
総	資	産	(百万円)	7,328	8,874	12,235	14,037
純	資	産	(百万円)	3,398	3,991	6,405	6,371
1 純	株 当 た 資 産	り額	(円)	74.08	87.01	139.63	138.88

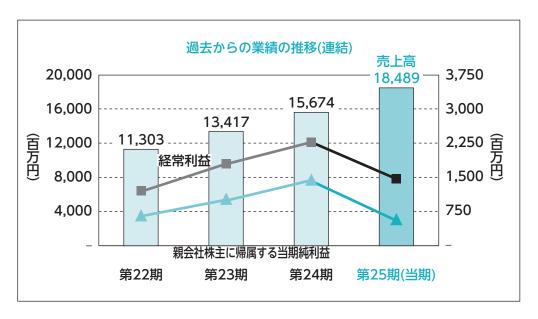
<sup>(</sup>注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

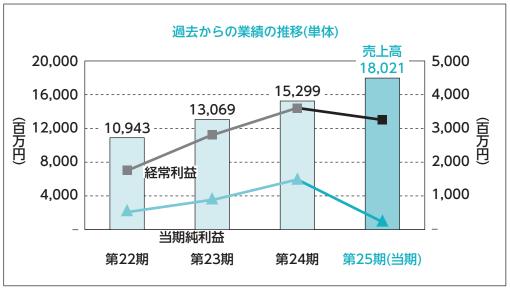
<sup>2. 1</sup>株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

# (参考) 当社の財産及び損益の状況の推移

	区		分	第22期 (2018年12月期)	第23期 (2019年12月期)	第24期 (2020年12月期)	第25期 (当事業年度) (2021年12月期)
売	上	高	(百万円)	10,943	13,069	15,299	18,021
営	業利	益	(百万円)	1,731	2,663	3,558	3,238
経	常利	益	(百万円)	1,742	2,775	3,666	3,214
当	期純利	益	(百万円)	562	912	1,466	226
1 当	株 当 た 期 純 利	り 益	(円)	12.25	19.89	31.96	4.94
総	資	産	(百万円)	6,933	8,193	11,573	12,974
純	資	産	(百万円)	2,660	3,168	5,571	5,084
1 純	株 当 た 資 産	り 額	(円)	58.00	69.07	121.45	110.83
1 1	株当たり配当	額	(円)	9.00	10.00	11.00	12.00

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
  - 2. 1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
  - 3. 第25期の1株当たり配当額は第25回定時株主総会における剰余金処分議案が承認可決された場合を前提として記載しております。





#### 7. 主要な事業内容(2021年12月31日現在)

主要な事業内容は次のとおりであります。

チームワークを向上するための情報共有サービス、ソフトウェアの開発、販売、保守、ソ リューション事業及びコンサルティング等

# 8. 主要な事業所 (2021年12月31日現在)

#### (1) 当社の主な事業所

#### 国内事業所

東京都中央区 東京オフィス 大阪オフィス 大阪府大阪市 松山オフィス 愛媛県松山市 福岡オフィス 福岡県福岡市 名古屋オフィス 愛知県名古屋市 宮城県仙台市 仙台オフィス 横浜オフィス 神奈川県横浜市 広島オフィス 広島県広島市 札,幌オフィス 北海道札幌市

#### 海外事業所

台湾オフィス 台北市 タイオフィス バンコク都

## (2) 重要な子会社等の主な事業所

「10.重要な親会社及び子会社の状況」の「(2) 重要な子会社の状況」に記載の所在地のとおりです。

# 9. 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
969名(143名)	112名増 (-名)

(注) 従業員数は就業人員であり、パート、嘱託社員及び派遣社員は ( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

# (参考) 当社の従業員の状況 (2021年12月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
737名(143名)	90名増 (-名)	34.8歳	6.0年

(注) 従業員数は就業人員であり、パート、嘱託社員及び派遣社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## 10. 重要な親会社及び子会社の状況

#### (1) 親会社との関係

該当事項はありません。

#### (2) 重要な子会社の状況(2021年12月31日現在)

会 社 名	資本金 (百万円)	当 社 の 議決権比率	所 在 地	主要な事業内容
サイボウズ・ラボ 株 式 会 社	10	100.0%	東 中 中 央 区	情報共有に関するソフトウェア 技術の研究開発
才望子信息技術(上海)有限公司	80	100.0%	中 (上 海)	当社製品の開発・販売
Cybozu Vietnam Co., Ltd.	26	100.0%	ベ ト ナ ム (ホ ー チ ミ ン)	当社製品の開発
Kintone Corporation	5,684	100.0%	ア メ リ カ (カリフォルニア)	当社製品の販売
KINTONE AUSTRALIA PTY LTD	185	100.0%	オーストラリア (シ ド ニ ー)	当社製品の販売

# (3) 重要な企業結合等の経過

該当事項はありません。

なお、「主要な借入先の状況」、「その他企業集団の現況に関する重要な事項」につきまして は、 法 令 及 び 定 款 第 15 条 の 規 定 に 基 づ き、 当 社 ウ ェ ブ サ イ ト (https://cybozu.co.jp/company/ir/stock-holders/) に掲載しております。

# Ⅱ. 会社の株式に関する事項(2021年12月31日現在)

発行可能株式総数
 発行済株式の総数
 193,428,000株
 52,757,800株

3. 株主数 20,935名

4. 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
畑 慎 也	8,659,600株	18.87%
C b z サ ポ ー タ ー ズ 株 式 会 社	8,082,600株	17.61%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,495,200株	7.61%
サイボウズ従業員持株会	2,256,938株	4.91%
山 田 理	1,912,900株	4.16%
中 野 博 久	1,260,000株	2.74%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	1,158,400株	2.52%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,005,900株	2.19%
THE BANK OF NEW YORK 133652	969,400株	2.11%
西 端 慶 久 (青 野 慶 久)	840,800株	1.83%

- (注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数点第三位以下の端数を切り捨てて表示しております。
  - 2. 当社は、自己株式を6,879,498株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
  - 3. Cbzサポーターズ株式会社は、当社代表取締役社長である西端慶久(青野慶久)氏がその株式を保有する資産管理会社であります。

#### 5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

# Ⅲ. 会社役員の状況

#### 1. 取締役及び監査役の状況(2021年12月31日現在)

会社	におけるは	也位	氏		名	担当及び重要な兼職の状況
代表	取締役	社長	西 (青	端 野	慶 是 久	
取	締	役	石	黒	照 朗	経営支援本部所属
取	締	役	後	迫	孝	システムコンサルティング本部 デベロッパーリーディング部長 カスタマー本部 ファンコミュニティ推進部長
取	締	役	大	槻	幸夫	ビジネスマーケティング本部 コーポレートブランディング部長
取	締	役	岡	$\blacksquare$	陸	人事本部所属
取	締	役	栗	Ш	圭 太	営業本部長   事業戦略室長
取	締	役	酒	本	健太郎	営業本部所属
取	締	役	鈴	木	亜希子	ビジネスマーケティング本部所属
取	締	役		尻根	弓 佳 弓 佳)	人事本部長 法務統制本部長
取	締	役	千	葉	大 生	事業戦略室所属
取	締	役	Dav	'e	Landa	Kintone Corporation, CEO
取	締	役	中	村	亜砂美	チームワーク総研所属
取	締	役	林		忠正	経営支援本部長
取	締	役	深	澤	修一郎	ビジネスマーケティング本部所属
取	締	役	森	畄	貴和	営業本部副本部長
取	締	役	Ш		ほだか	ビジネスマーケティング本部所属
取	締	役	Ш	$\blacksquare$	翠	ビジネスマーケティング本部所属
常勤	助 監 査	i 役	$\Box$	畑	正吾	
監	査	役	小	JII	義 龍	弁護士 小川綜合法律事務所代表 トヨクモ株式会社社外監査役
監	査	役	中	Ш	雅文	公認会計士・税理士 中川公認会計士事務所代表 アミタホールディングス株式会社社外監査役

- (注) 1. 当社は従業員の複業を認めておりますが、深澤修一郎氏は、複業として当社製品の販売代理店であるパートナー企業から業務委託を受け、当該企業の業務に従事しております。同氏が当該パートナー企業の業務に従事している時間は、当社における勤務時間の20%を超えません。
  - 2. 監査役 田畑正吾氏、小川義龍氏及び中川雅文氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、当社は田畑正吾氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
  - 3. 監査役 中川雅文氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

#### 2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

<役員等賠償責任保険契約の内容の概要>

- (1) 被保険者の実質的な保険料負担割合 保険料は株主代表訴訟担保特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的 な保険料負担はない。
- (2) 填補の対象となる保険事故の概要

上記特約部分も合わせて、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補する。

ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由がある。

#### 3. 取締役及び監査役の報酬等

## (1) 取締役の報酬等の内容に係る決定方針等

当社は、2021年3月開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる 基本方針(以下「基本方針」といいます。)を決議しております。当該取締役会の決議に際 しては、あらかじめ決議する内容について、各部門責任者が出席し全従業員が参加可能な経 営会議へ諮問し、答申を受けております。基本方針の内容は次のとおりです。

#### ① 基本的な考え方

当社では、取締役である者を含む全従業員の給与は、当社の企業理念への共感及び企業価値向上に対する動機付けやその貢献実績に対する対価と位置付けております。現在、当社では、取締役会を経営会議の追認機関と位置付けており、代表取締役を除く、社内取締役に特別に高度な経験や技能は不要と考えており、そのため代表取締役以外の社内取締役に対しては、従業員としての給与に加えた取締役報酬等を支払っておりません。

#### ② 報酬等の体系

報酬等は、基本報酬及び賞与で構成されております。

基本報酬は、役職・在任期間中の業績及び成果等を勘案した上で、経営陣への諮問等社内決裁手続きを経て決定するもので、月に1回支給されます。

賞与は、取締役である者を含む全従業員に対し、基本報酬又は基本給与に売上高その他の会社業績を勘案して決定した一律の数値を乗じて算出されるもので、半期に1回支給されます。会社業績を勘案するにあたっては、主要かつ客観的な指標である売上高を基礎としつつ、当社の事業の性質上売上高のみで評価することが適当でない場合には、売上高に加えて財源及び事業環境を総合的に勘案することとしております。

※ 過去3事業年度における売上高については、「I.企業集団の現況に関する事項 6.財産及び損益の状況」に記載のとおりです。

## ③ 個人別の報酬等の決定方針

当社は取締役の報酬等について、株主総会の決議により定める旨を定款にて規定しており、2006年4月20日開催の第9回定時株主総会において、その報酬等の限度額は年額200百万円以内(ただし、使用人分給与は含みません。)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名であり、うち2名が社外取締役です。

個別の報酬等の額の決定については、その限度額の範囲内において、取締役会から一任を受けている代表取締役社長西端(青野)慶久が、前述②に従い、経営陣への諮問等社内決裁手続きを経て決定しております。同氏は、現状自らの報酬を自ら決定していることになりますが、当社創業当時から当社の事業を熟知しており、当社全体の業績の評価を行った上で、前述のとおり経営陣への諮問を経るなど他者の意見を得て決定しているため、取締役会は、個別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

#### (2) 監査役の報酬等の内容に係る決定方針等

当社は監査役の報酬について、株主総会の決議により定める旨を定款にて規定しており、2007年4月24日開催の第10回定時株主総会において、その報酬限度額は年額30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。監査役の報酬は、経営に対する独立性・客観性を重視する観点から会社業績との連動を行なわず基本報酬のみで構成されており、各監査役の報酬額は、報酬限度額の範囲内において監査役の協議によって決められております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

		区		分			人	数	報酬等の総額
取			締			役		3名	48百万円
監 (う	5	社	查 外	監	査	役 役)		3名 (3名)	10百万円 (10百万円)
	合				計			6名	58百万円

- (注) 1. 上記報酬等の総額には、当事業年度の基本報酬として支給される固定報酬に加え、業績及び事業環境等を勘案した賞与を含んでおります。賞与については、上記「(1) 取締役の報酬等の内容に係る決定方針等|「②報酬等の体系」に記載のとおりです。
  - 2. 当事業年度末現在の役員の数と上記報酬等の支給対象となる役員の数に相違がありますが、これは当事業年度中に退任した取締役2名が含まれていること、及び無報酬の使用人兼務取締役が16名存在していることによるものであります。

# 4. 社外役員に関する事項

#### (1) 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

#### (2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏	名	主 な 活 動 状 況
常勤監査役	田畑	正吾	当事業年度開催の出席すべき取締役会13回(定時12回・臨時1回)全てに出席し、また、出席すべき監査役会12回全てに出席し、当社の業務執行者から独立した立場で、主に法令及び定款遵守、統制等の点において発言を行っております。
監査役	小川	義 龍	当事業年度開催の出席すべき取締役会13回(定時12回・臨時1回)のうち12回に出席し、また、出席すべき監査役会12回全てに出席し、当社の業務執行者から独立した立場で、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	中川	雅文	当事業年度開催の出席すべき取締役会13回(定時12回・臨時1回)全てに出席し、また、出席すべき監査役会12回のうち11回に出席し、当社の業務執行者から独立した立場で、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

#### 5. 社外取締役を置くことが相当でない理由

2022年3月開催の当社定時株主総会では、2021年3月1日施行の改正会社法による社 外取締役の設置義務化に伴い、2名を社外取締役候補者とする取締役選任議案を提出いたし ますが、現時点で当社は社外取締役を選任しておりません。

当社が社外取締役を置くことが相当でないと判断した理由は次のとおりであります。

当社のように変化に富んだIT業界において、迅速かつ柔軟に対応できることが何より重要と考えております。このような中、当社の属する業界や当社の理念及び事業環境等に対する理解が不十分な社外取締役を選任した場合、取締役会での迅速かつ柔軟な意思決定が阻害されるおそれがあります。また、法令上の社外取締役の要件を満たしつつ、当該おそれのない適任者を探して社外取締役として選任することは容易ではない上に、報酬等を含めて相応のコストを要すると考えるため、社外取締役を置いておりません。

しかしながら、意思決定における透明性の向上や多角的視点の導入、ガバナンス体制については極めて重要と考えており、下記の対応を行っております。

# (1) 意思決定における透明性の向上及び多角的視点の導入

当社は、経営に関する意思決定や議論の場として、取締役と各本部の責任者が本部の垣根を越えて共有、議論するための経営会議を開催しております。重要な意思決定においては多角的かつ多面的な視点での議論が重要となりますが、当社では「公明正大」や「議論」を尊重する考えに基づき、監査役を含む全役職員も本経営会議にいつでも参加、議論することができることとしております。また、その議事録も共有されているため、議論内容について適宜質問や意見を発信することもできます(インサイダー情報やプライバシー情報を除きます。)。もちろん経営に関する意思決定のみならず、日々の業務においても情報の公開と共有がなされているとともに、「質問責任」や「説明責任」、「議論」を歓迎する等、同時に風土醸成も行い、極めて透明性の高い意思決定プロセスとなるよう改善を続けております。

社内メンバーだけでなく、より多角的に議論をするために新たな知見が必要な場合は、その必要性に応じて適切な知見を有する外部の方からアドバイスを得たうえで、社内で共有し、議論しております。変化の激しい当社の現況を考慮すると、現段階においては特定の社外取締役に固定的に参加いただくより、適宜助言を得ることが、柔軟で的確、かつコストも含めた効率性の観点からも望ましいと考えております。

#### (2) ガバナンス体制

ガバナンスの観点からは、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性、並びに高い専門知識及び豊富な経験を有した監査役3名全員を社外監査役としております。監査役は毎月開催される取締役会に出席して積極的に意見を述べるとともに、会計監査人との連携や、内部監査部門との積極的なコミュニケーション等を通じて専門的な見地に基づく経営監視を行っております。

当社では、社内外を問わず経営の透明化を図ることを前提として、役職員の「誰もが取締役的役割を担う」と考えております。一人ひとりが自立心を持って質問責任を果たし、意思決定者がオープンな場で説明責任を果たすことにより、株主に選任された取締役のみによるガバナンスを超える組織が実現できると考えております。当社では、このような考えから、「取締役は、理想の番人として選任される」という新しいマネジメントに挑戦することとし、2021年3月開催の当社定時株主総会に当社役職員17名を取締役候補者とする取締役選任議案を提出いたしました。2022年3月開催の当社定時株主総会においても同様の考えに基づいて当社役職員7名を候補者とする同議案を提出いたします。

しかしながら、2021年3月1日に施行された改正会社法により、上場会社においては、 社外取締役を設置することが義務付けられました。当社も、これを機に経営体制の見直しと 社外取締役候補者の選定を進めておりましたところ、適任者にご内諾を頂けましたので、社 外取締役候補者2名の選任議案も提出いたします(合計取締役9名選任の件)。

# Ⅳ. 会計監査人の状況

法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (https://cybozu.co.jp/company/ir/stock-holders/) に掲載しております。

# V. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (https://cybozu.co.jp/company/ir/stock-holders/) に掲載しております。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位:百万円) 科目 科目 金 額 (負債の部) (資 産 の 部) 流動資産 8,368 流動負債 7.533 現金及び預金 4.805 支払手形及び買掛金  $\cap$ 受取手形及び売掛金 2,900 短期借入金 2,200 22 仕掛品 未払金 1,445 原材料及び貯蔵品 69 未払費用 811 299 前払費用 389 未払法人税等 その他 198 金砂油 2.573 貸倒引当金 △16 返品調整引当金 ()その他 202 固定負債 131 130 資産除去債務 その他 1 負債合計 7.665 固定資産 5.668 有形固定資産 2,413 (純資産の部) 建物 686 株主資本 4.966 丁具、器具及び備品 1,727 資本金 613 無形固定資産 86 資本剰余金 976 5.175 ソフトウェア 71 利益剰余金 その他 15 白己株式 △1,800 投資その他の資産 その他の包括利益累計額 1,405 3,168 1,209 投資有価証券 1,951 その他有価証券評価差額金 敷金及び保証金 874 195 為替換算調整勘定 繰延税金資産 324 その他 18 貸倒引当金 純資産合計  $\triangle 1$ 6,371 資産合計 14,037 14,037 負債純資産合計

<sup>(</sup>注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2021年1月1日から) 2021年12月31日まで)

(単位:百万円)

科目	金	額	(丰區・日/川川
売上高			18,489
売上原価			1,339
売上総利益			17,150
返品調整引当金繰入額			0
差引売上総利益			17,150
販売費及び一般管理費			15,709
営業利益			1,441
営業外収益			
受取利息	1		
受取配当金	0		
協賛金収入	42		
その他	26		71
営業外費用			
支払利息	6		
業務受託費	14		
投資事業組合運用損	15		
為替差損	6		
その他	0		43
経常利益			1,468
特別利益			
固定資産売却益	0		
関係会社株式売却益	20		
固定資産受贈益	4		24
特別損失			
減損損失	4		
固定資産除売却損	1		5
税金等調整前当期純利益			1,487
法人税、住民税及び事業税	929		
法人税等調整額	6		935
当期純利益			551
親会社株主に帰属する当期純利益			551

<sup>(</sup>注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,228	流動負債	7,759
現金及び預金	3,724	買掛金	0
売掛金	2,905	短期借入金	2,200
仕掛品	22	未払金	2,035
貯蔵品	69	未払費用	654
前払費用	353	未払法人税等	298
その他	168	未払消費税等	128
貸倒引当金	△16	前受金	2,370
		預り金	63
		返品調整引当金	0
		その他	9
固定資産	5,745	固定負債	130
有形固定資産	2,362	資産除去債務	130
建物	669	負債合計	7,889
工具、器具及び備品	1,693	(純資産の部)	
無形固定資産	91	株主資本	3,874
特許権	2	資本金	613
商標権	12	資本剰余金	976
意匠権	0	資本準備金	976
ソフトウェア	76	利益剰余金	4,084
電話加入権	0	その他利益剰余金	4,084
投資その他の資産	3,291	繰越利益剰余金	4,084
投資有価証券	1,903	自己株式	△1,800
関係会社株式	199	評価・換算差額等	1,209
長期貸付金	606	その他有価証券評価差額金	1,209
敷金及び保証金	849		
破産更生債権等	1		
長期前払費用	15		
繰延税金資産	324		
貸倒引当金	△607	純資産合計	5,084
資産合計	12,974	負債純資産合計	12,974

<sup>(</sup>注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位:百万円)

# 損益計算書

(2021年1月1日から) (2021年12月31日まで)

		(単位:日万円)
科目	金	額
売上高		18,021
売上原価		1,333
売上総利益		16,688
返品調整引当金繰入額		0
差引売上総利益		16,688
販売費及び一般管理費		13,449
営業利益		3,238
営業外収益		
受取利息	9	
受取配当金	0	
受取手数料	86	
協賛金収入	42	
その他	13	153
営業外費用		
支払利息	6	
貸倒引当金繰入額	60	
業務受託費	88	
投資事業組合運用損	15	
為替差損	6	
その他	0	177
経常利益		3,214
特別利益		
固定資産売却益	0	
関係会社株式売却益	20	
固定資産受贈益	4	24
特別損失		
関係会社株式評価損	2,123	
固定資産除売却損	1	2,125
税引前当期純利益		1,113
法人税、住民税及び事業税	923	
法人税等調整額	△36	886
当期純利益		226

<sup>(</sup>注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

# 独立監査人の監査報告書

2022年2月22日

サイボウズ株式会社 取締役会 御中

# 有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 井 指 亮 一業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 植 草 寛

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サイボウズ株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して、サイボウズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及 び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。 当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、 また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが 適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継 続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計 算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個 別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重 要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表 明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する 内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不 確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合 は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関す る連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明するこ とが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将 来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並 びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切 な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任が ある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告

# 独立監査人の監査報告書

2022年2月22日

サイボウズ株式会社 取締役会 御中

# 有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 井 指 亮 一業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 植 草 寛

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サイボウズ株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表 明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は 軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
  - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
    - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、説明を求めました。
    - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月24日 サイボウズ株式会社 監査役会

常勤監查役(社外監查役)

田畑正吾旬

監 査 役(社外監査役)

小川義龍 🗊

監 査 役(社外監査役)

中川雅文印

以上

# 株主総会会場ご案内図

# サイボウズ東京オフィス(東京日本橋タワー 受付7階、会場27階)

東京都中央区日本橋二丁目7番1号



- ●地下鉄 銀座線、東西線、都営浅草線 日本橋駅B6出口 (駅直結) 半蔵門線 三越前駅B6出口より徒歩3分
- ●JR 東京駅八重洲北口より徒歩10分
- ◎地下鉄日本橋駅B6出□直結となっております。
- ◎地下又は1階より、エレベーターで7階受付へお越しください。 受付を済まされた方から、27階の会場にご入場いただきます。
- ◎駐車場はご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

ミックス 責任ある木質資源を 使用した紙 FSC® C022915